

## 新仙台火力発電所リプレース計画環境影響評価方法書の再手続について

液化天然ガスの受入・貯蔵・供給設備の設置に伴い、前方法書の対象事業実施区域から 300m 以上離れた区域が新たに対象事業実施区域になる（図参照）ため、環境影響評価法第 28 条の規定に基づき、方法書手続を再実施することといたしました。

図 対象事業実施区域の変更



なお、リプレース計画における同 3 号系列の出力（95 万 kW 級）等に変更はありませんが、既にお知らせしているとおり、運転開始時期を 3 年程度繰延べることとしております。

### (1) リプレース計画の概要

原動力の種類	ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出力	95 万 kW 級（3 号系列合計） （現状 1 号機：35 万 kW、2 号機：60 万 kW）
燃料	天然ガス（現状：重油、原油、天然ガス）
所在地	宮城県仙台市宮城野区港 5 丁目 2 番 1 号
運転開始時期	3 - 1 号：平成 28 年 7 月（予定） 3 - 2 号：平成 29 年 7 月（予定）

(2) 環境影響評価(環境アセスメント)手続きの流れ

法律に基づく環境影響評価手続きは次のとおりであり、今回の「方法書」の縦覧は太枠の段階のものです(表参照)。

今後、皆様のご意見をお聞きした上で予測・評価を行い、その結果を「準備書」として縦覧し、さらに「評価書」として取りまとめることとなります。

表 環境アセスメント手続きの流れ

